

令和4年第4回教育委員会定例会次第

開催日時 令和4年4月14日（木）午後1時30分から

開催場所 春日井市役所 南館4階 第3委員会室

1 議題

- (1) 令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について
- (2) 中学校の新しい制服デザインの決定について

2 報告

- (1) 令和4年第2回市議会定例会について

議題1 令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について

国が全国的な子どもの体力の状況を把握・分析するために実施する調査に協力することとし、文部科学省の「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する実施要領」に基づき、春日井市立学校の小学校第5学年及び中学校第2学年の児童生徒を対象にして調査を実施することの議決を求めるもの。

4 尾教第 2 2 6 号

令和 4 年 4 月 1 3 日

各市町教育委員会教育長 殿

愛知県教育委員会尾張教育事務所長

令和 4 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施について（通知）

このことについて、令和 4 年 4 月 1 3 日付け 4 教保第 9 3 - 1 号で愛知県教育委員会事務局長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴管内の小・中学校及び瀬戸市立瀬戸特別支援学校に周知していただきますようお願いいたします。

なお、実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。

担 当 指導第一課指導第一グループ（中島・丹葉：土本）

指導第二課指導第二グループ（愛 日：井上）

電 話 0 5 2 - 9 6 1 - 1 9 1 8 （中島・丹葉）

0 5 2 - 9 6 1 - 1 9 0 3 （愛日）

ファックス 0 5 2 - 9 5 3 - 1 5 3 9

電子メール hidekazu_tsuchimoto@pref.aichi.lg.jp （中島・丹葉）

chikage_inoue@pref.aichi.lg.jp （愛日）

令和 4 年 4 月 13 日

各教育事務所長・支所長 殿

愛知県教育委員会事務局長

令和 4 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施について
(通知)

このことについて、令和 4 年 4 月 1 日付け 3 ス庁第 1371 号で、スポーツ庁次長から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、貴管内の市町村教育委員会を通じ、所管する各小中学校、義務教育学校へ御周知ください。

なお、実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。

担	当	保健体育課
		学校体育グループ (大塚・山本)
電	話	052-954-6825 (ダイヤルイン)
ファックス		052-954-6965
電子メール		hoken-taiiku@pref.aichi.lg.jp



本通知は、令和4年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査を実施することをお知らせするものです。

3ス庁第1371号
令和4年4月1日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた地方公共団体の長

殿

スポーツ庁次長
申田 俊巳

令和4年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施について（通知）

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（以下「本調査」という。）の実施については、御理解、御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

令和4年度調査について、別紙「実施要領」のとおり、調査を実施することを決定しましたので通知いたします。

コロナ禍において子供たちの体力低下や運動不足が懸念される中、我が国の未来を担う子供たちの体力の向上や運動習慣の確立を図るためには、本調査の実施により、現状を把握するとともに、課題に向けた施策の検証を行うことが極めて重要であるとの認識の下、調査を実施することとしましたので、各都道府県教育委員会や各学校におかれては、この趣旨を御理解の上、本調査への御協力をお願いします。

なお、実技テストを行う際は、別紙「実施要領」に示す留意事項も踏まえ、安全に実施いただくようお願いいたします。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び本調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては本調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては本調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては本調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人学長におかれては本調査に関係する附属学校に対して、速やかに御周知いただくようお願いいたします。



【本件担当】
スポーツ庁
政策課企画調整室 調査係
電話：03-5253-4111（内線2649）

令和4年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 実施要領

令和4年4月1日
スポーツ庁次長

1. 調査の目的

本調査は、国が全国的な子供の体力・運動能力や運動習慣・生活習慣等を把握・分析することにより、子供の体力・運動能力や運動習慣等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的とする。

加えて、教育委員会や学校においても、本調査結果を活用し、子供の体力や運動習慣等の状況を把握するとともに、課題に対応した施策の実施や体育・保健体育の授業等の充実・改善に役立てることを目的とする。

2. 調査の名称

令和4年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

3. 調査の対象及び調査内容

(1) 児童

① 調査対象者

小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部の5年生全員

ただし、特別支援学校及び小学校の特別支援学級に在籍している児童については、その障害の状態等を考慮して、参加の是非を適切に判断すること。

② 調査内容

ア 実技に関する調査（測定方法等については、新体力テストと同様）

〈テスト項目〉

握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ

イ 質問紙調査（運動習慣、生活習慣等に関するもの）

(2) 生徒

① 調査対象者

中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部の2年生全員

ただし、特別支援学校及び中学校の特別支援学級に在籍している生徒については、その障害の状態等を考慮して、参加の是非を適切に判断すること。

② 調査内容

ア 実技に関する調査（測定方法等については、新体力テストと同様）

〈テスト項目〉

握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走（男子1500m、女子1000m）又は20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げ

イ 質問紙調査（運動習慣、生活習慣等に関するもの）

※令和4年度調査については、コロナ下での実施となることを踏まえ、特に実技テストの実施に当たっては、各地域の感染状況を十分に踏まえつつ、以下の点に留意してください。

【留意事項】

- ・文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（https://www.mext.go.jp/content/20211210_mxt_kouhou01-000004520_2.pdf）」に示す感染症対策や体育の授業における留意事項を踏まえ、実施すること。
- ・可能な限り屋外で実施することとするが、気温が高い日などは、熱中症に注意すること。
- ・屋内での実施が想定されるテスト（例えば、上体起こしや長座体前屈）については、児童生徒の間隔を十分にとるとともに、少人数毎の実施とすること。
- ・上体起こしについては、児童生徒同士が向かい合うことが想定されるため、相手の足を支える児童生徒については、熱中症のリスクがない場合にはマスクを着用すること。
- ・地域の感染状況が悪化している場合には、直ちに中止とするのではなく、実施時期を可能な限り後ろ倒しにする等の柔軟な対応を検討いただくようお願いします。
- ・上記の感染症対策を講じてもなお、感染のリスクが高い場合には、実施可能なテスト項目のみの実施となっても差し支えありません。

(3) 学校

① 調査対象校

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び小学部もしくは中学部を置く特別支援学校の全校

② 調査内容

質問紙調査（子供の体力向上や運動習慣の確立に向けた学校の取組等に関するもの）

(4) 教育委員会

① 調査対象

全教育委員会

② 調査内容

質問紙調査（子供の体力向上や運動習慣の確立に向けた学校の取組等に関するもの）

4. 調査実施期間

令和4年4月～7月

※詳細のスケジュールについては参考1を参照

5. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は参考2・3を参照）。

- (1) 調査は、スポーツ庁が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等の協力を得て実施する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対

して調査を実施する。

- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市区町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して調査を実施する。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査を実施する。

6. 調査結果の取扱い

スポーツ庁は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会、各都道府県私立学校所轄庁、各附属学校を置く国立大学法人、各附属学校を置く公立大学法人及び各学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

スポーツ庁は、本調査の結果として、以下の事項等を示す。

- ① 実技に関する調査の結果として、
 - ア 各種目等の平均値、標準偏差、平均値の分布等がわかる図等
 - イ 総合評価の段階別割合
- ② 児童生徒質問紙調査、学校質問紙調査及び教育委員会質問紙調査の結果として、
 - ア 児童生徒質問紙調査、学校質問紙調査及び教育委員会質問紙調査の回答状況
 - イ 児童生徒質問紙調査の回答状況と実技に関する調査の平均値等との相関関係の分析
 - ウ 学校質問紙調査の回答状況と実技に関する調査の平均値等との相関関係の分析
 - エ 児童生徒質問紙調査の回答状況と学校質問紙調査及び教育委員会質問紙調査の回答状況との相関関係の分析
 - オ その他、調査の目的の達成に資する分析

(2) 調査結果のスポーツ庁による公表

スポーツ庁は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。スポーツ庁が公表する調査結果については、公表後速やかに、スポーツ庁ホームページに掲載する。

- ① 以下のアからオまでの区分に応じ、上記(1)①のア及びイで示した結果
 - ア 国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）
 - イ 都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置する学校全体の状況）
 - ウ 都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置する学校全体の状況）
 - エ 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
 - オ 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（政令指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における公立学校全体の状況）
- ② その他、調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、以下のとおりとする。

- ① スポーツ庁は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会、学校に対して、以下の調査結果を提供する。
 - ア 都道府県教育委員会に対しては、当該都道府県教育委員会が設置する各学校の状況、当該都道府県教育委員会における公立学校全体の状況、当該都道府県教育委員会（指定都市を除く）における公立学校全体の状況、域内の各市町村教育委員会における公立学校全体の状況及び市町村が設置管理する各学校全体の状況に関する調査結果
 - イ 市町村教育委員会に対しては、当該市町村における公立学校全体の状況及びその設置管理する各学校の状況に関する調査結果
 - ウ 学校に対しては、当該学校全体の状況及び各児童生徒に関する調査結果及び個人票
 - エ その他、調査の目的の達成に資する調査結果
- ② 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

各教育委員会、学校等及びスポーツ庁においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

- ① 各教育委員会、学校等においては、多面的な分析を行い、自らの子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、施策の改善に取り組むこと。
- ② 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な運動習慣の改善等に努めるとともに、自らの体育的活動における指導等の改善に向けて取り組むこと。
- ③ 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の改善に向けた取組を進めること。
- ④ スポーツ庁は、児童生徒の体力・運動能力や運動習慣等をきめ細かく把握・分析することにより、子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会、学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の改善、各児童生徒の全般的な運動習慣の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは体力・運動能力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

- ① 教育委員会及び学校による調査結果の公表
 - ア 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本

的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

(7) 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、エに基づき公表することは可能であること。

(4) 域内の市町村の状況及び市町村教育委員会が設置管理する学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合に限り、エに基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名・学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、エに基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

(7) (7)又は(4)に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

(エ) 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

イ 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

(7) 当該市町村における公立学校全体の結果について、それぞれの判断において、エに基づき公表することは可能であること。

(4) 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、エに基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

(7) 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

ウ 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、エに基づき公表することは可能であること。

エ 調査結果の公表に当たっては、以下の(7)から(8)までにより行うこと。

(7) 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

(4) 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に体力合計点などの数値のみの公表は行わないこと。

(7) アの(7)又はイの(4)に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又はアの(4)において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談すること。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、体力合計点などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。

(エ) 調査の目的や、調査結果は体力・運動能力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

(8) 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

(ハ) 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

オ 教育委員会が独自に実施する体力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

② スポーツ庁が公表する内容以外の調査結果の取扱い

ア スポーツ庁は、調査結果のうち、公表する内容を除くものについては、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

イ 教育委員会等は、スポーツ庁から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、上記アを参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特に6. (5)①エを十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

7. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 調査実施に当たっての市町村教育委員会、学校等からの問合せや調査票の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、スポーツ庁は民間機関等への業務委託を行い、コールセンターを設置する。

8. 留意事項

- (1) 各教育委員会、学校等における調査の実施及び調査結果の活用等
調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。
 - ① 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
 - ② 各学校においては、調査責任者及び担当者を指名し適切に実施体制を整備すること。
 - ③ 教育委員会、学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を見守る児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。
 - ④ 各教育委員会、学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
 - ⑤ 各教育委員会、学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
 - ⑥ 各教育委員会、学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受ける機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、関係機関等に対して調査結果等を提供することは可能である

こと。

- ⑦ 各教育委員会、学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して子供の体力・運動能力や運動習慣等向上に係る施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

- ① スポーツ庁及びスポーツ庁が業務委託を行った民間機関等は、調査に使用する調査用紙等について、児童生徒の氏名を取得しない形式を用いることとする。
- ② 各教育委員会、学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 教育課程上の位置付け

実技調査及び児童生徒質問紙調査については、教育委員会及び学校の判断により、特別活動での取り扱いのほか、体育科、保健体育科の授業時数の一部として学習指導要領に示された内容に加えて取り扱うことが可能であること。

(4) 実技調査実施上の一般的注意

- ① 実技調査の実施に当たっては、児童生徒の健康状態を十分把握し、事故防止に万全の注意を払うこと。特に、医師から運動を禁止又は制限されている児童生徒はもちろん、当日の身体の異常（発熱、倦怠感）を訴える児童生徒は、当日は調査を行わず、各学校の状況に応じて代替日を設けるなど適切な措置を行うこと。また、調査中においても異常を自覚した場合、すみやかに中止するよう事前に指示等を出しておくこと。
- ② 熱中症による事故を防ぐため、実技調査を実施する際は、「熱中症を予防しよう一知って防ごう熱中症一（独立法人日本スポーツ振興センター）」等を参考とすること。また、実施する際には十分に水分等を補給できるようにすることや、日除けを設けること、換気を十分に行うことなど適切な措置を行うこと。
- ③ 実技調査は、調整済みの器具の使用や測定方法など、実施マニュアルに従い定められた方法の通り正確に行うこと。
- ④ 実技調査前後には、適切な準備運動及び整理運動を行うこと。

(参考1)

調査実施に関するスケジュール

令和3年度	スポーツ庁等 ※1	都道府県等 ※2	設置管理者	学 校
4月	実施要領の通知	実 施 要 領 受領・周知	実 施 要 領 受領・周知	実 施 要 領 受 領
5月	調査票等の発送			調査票等 の受領
6月				調 査 票 記 入
7月	調査結果の受領			調査結果の提出
12月 下旬	調査結果の公表			
1月中旬	調査結果の教育委員会、学校 等への提供	調査結果の受領	調査結果の受領	調査結果の受領

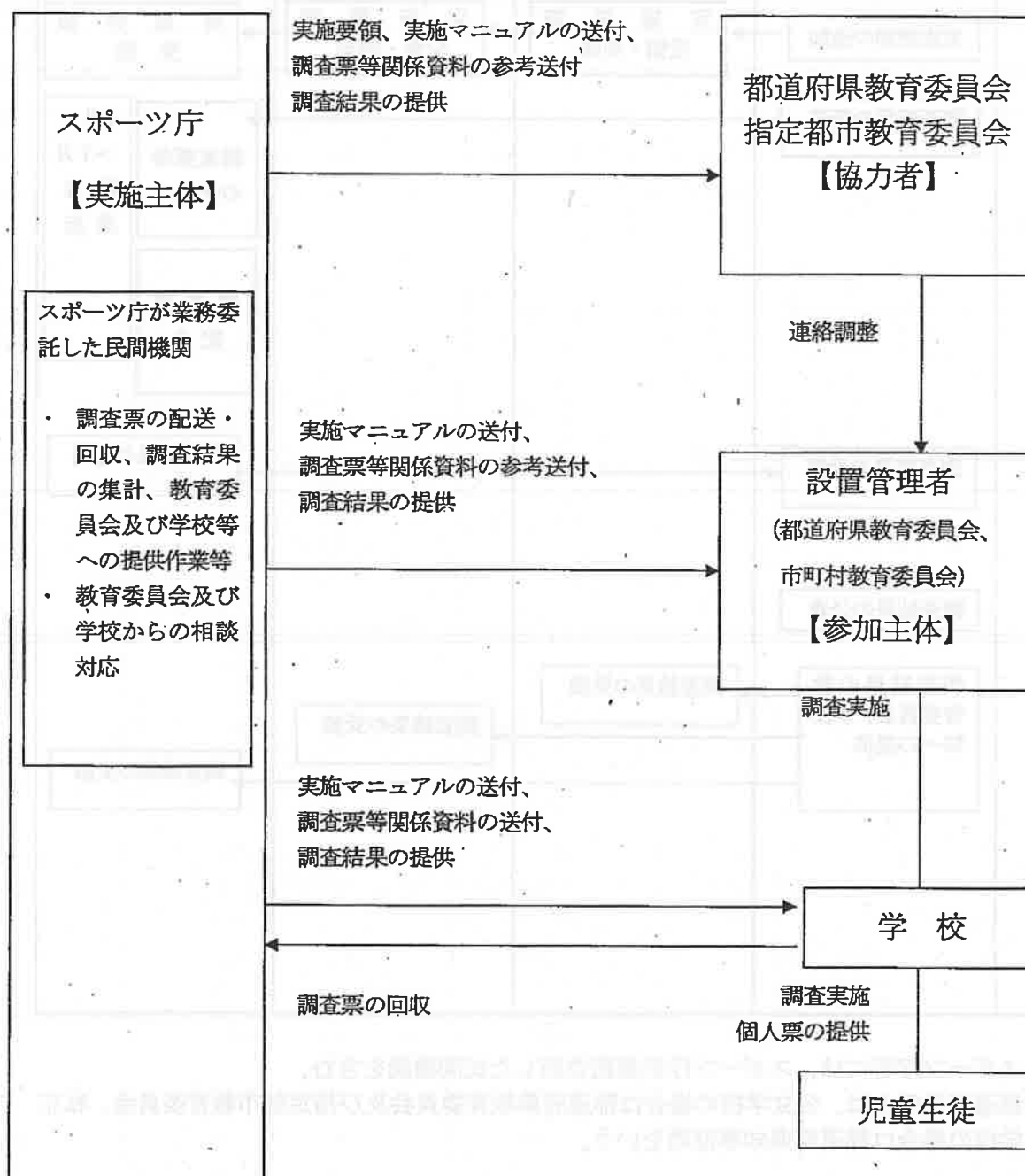
※1 スポーツ庁等には、スポーツ庁が業務委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局をいう。

(参考2)

調査の実施系統図【公立学校】

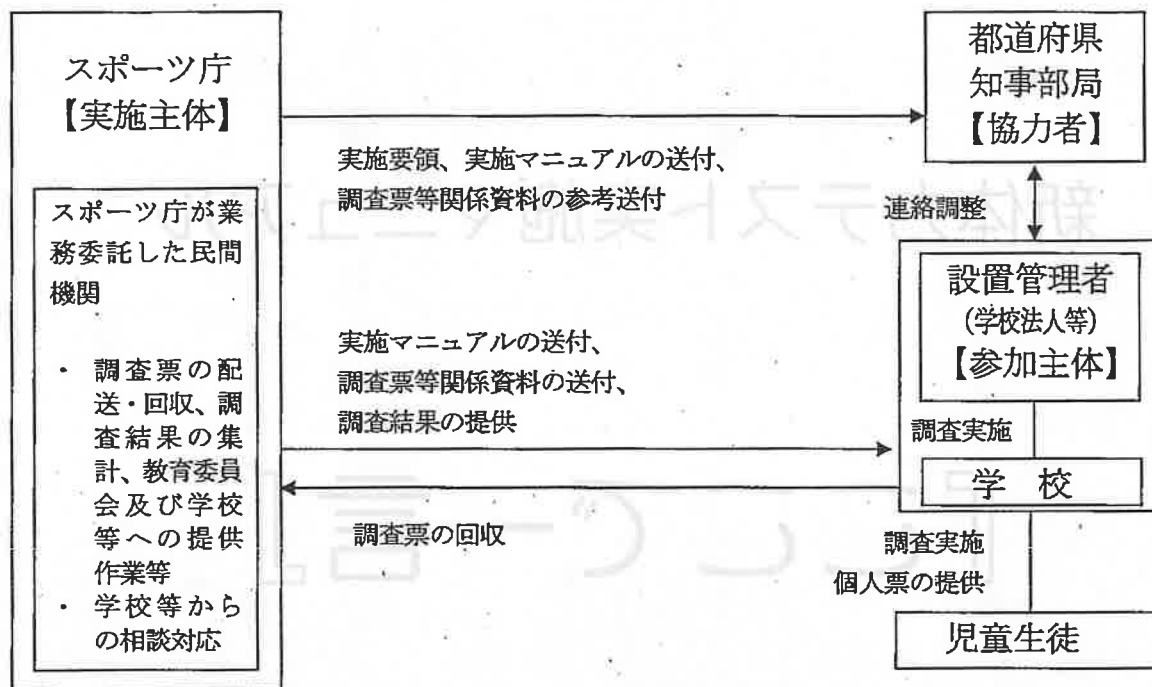
公立学校において実施する調査は、次のような系統で行う。



(参考3)

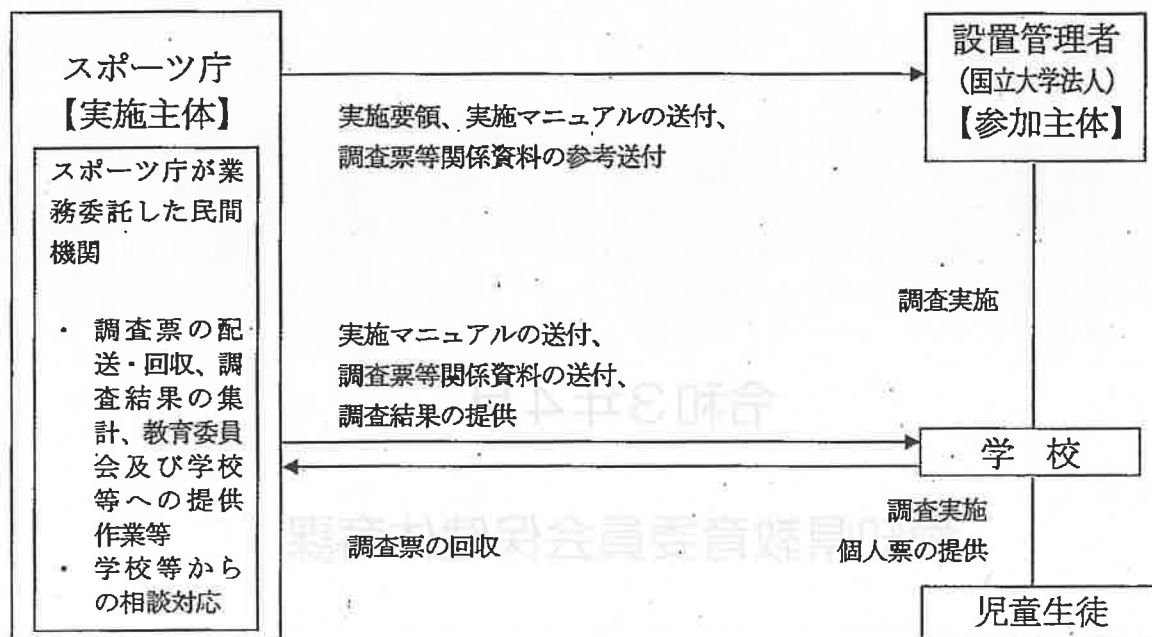
調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する調査は、次のような系統で行う。



調査の実施系統図【国公立大学法人学校】

国公立大学法人学校において実施する調査は、次のような系統で行う。



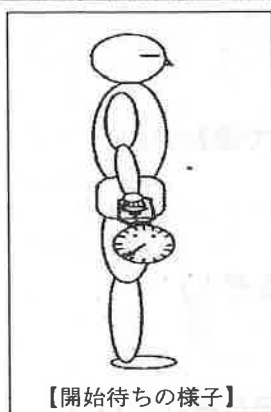
新体力テスト実施マニュアル

『ここで一言』

令和3年4月

愛知県教育委員会保健体育課

握 力



【開始待ちの様子】

【測定前に…】

「反対の手を1度ぎゅっと握って、緩めた後に大きく息を吸って、

『小指から一気にぎゅっ』と握ろう。」

【測定後に…】

「力いっぱい握れたね。」「声に合わせて力を入れられたね。」

「力いっぱい握っていることが伝わってきたよ。」

「逆の手も同じように力を出し切ろうね。」

上体起こし



【開始待ちの様子】

【測定前に…】

「あごを引いて、おへそを見たまま、起き上がるときに

『お腹に力を入れて勢いよく』

起き上がろう。」

【測定後に…】

「素早く起き上がれたね。」「あきらめずに続けられたね。」

「動かないようにしっかり押さえてあげられたね。」

長座体前屈



【息を吐きながら測定器を押す様子】

【測定前に…】

「つま先は前に伸ばして、大きく息を吸って、

『息をふ～とはきながら』

膝を見たまま測定器を動かそう。」

【測定後に…】

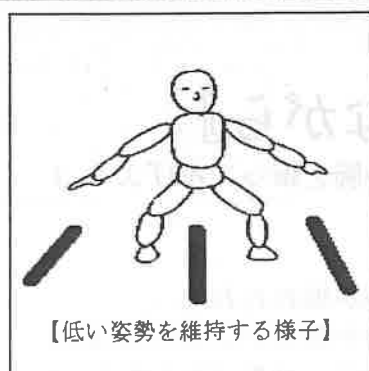
「息をはくタイミングに合わせて体を前に倒せたね。」

「膝を見たまま測定器を遠くまで動かせたね。」

「しっかり伸びきることができたね。」

「1回目より、記録がよくなったね。」

反復横とび



【低い姿勢を維持する様子】

【測定前に…】

「スタートの構えから、移動するときは

『低い姿勢のまま』素早く、動き続けよう。」

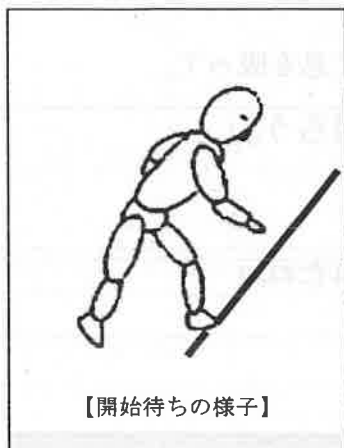
【測定後に…】

「低い姿勢で素早く動けたね。」「リズムが良かったよ。」

「動くときにキュッキュッと音がしていたね。」

「うまく外の線を踏んでいたね。」「ナイスステップ！」

20m シャトルラン



【開始待ちの様子】

【測定前に…】

「スタートからの加速を意識して、
音階の『ファ・ソで真ん中』まで進むよ。」

【測定中に…】

「疲れてきたら『腕を振って』、がんばるぞ！」

【測定後に…】

「音階のリズムに合わせて走れたね。」「疲れた時に腕が振れたね。」
「あきらめずに粘れたね。」「ナイスラン！」

50m 走



【ゴールを走り抜ける様子】

【測定前に…】

「スタートしたら、目標物を目指して、
『ゴールラインを走り抜けよう』。」

【測定後に…】

「スタートのタイミングがばっちりだったね。」
「スタートからの加速ができたね。」
「ゴールラインを走り抜けられたね。」「ナイスラン！」

立ち幅とび



【腕を振り上げながら跳ぶ様子】

【測定前に…】

「手の振りは大きく『いち・に・さん』で
『勢いよく振り上げながら』とび出すよ。」

【測定後に…】

「手の振りをうまく使えたね。」「ふわっと跳べたね。」
「着地が上手だったよ。」「ナイスジャンプ！」

ボール投げ



【大きく一步を踏み出す様子】

【測定前に…】

「〇〇を狙って、
『大きく一步踏み出しながら』
力いっぱい腕を振って投げよう。」

【測定後に…】

「大きく一步を踏み出せたね。」「大きく腕が振れたね。」
「ステップも使えたね。」「ボールを投げ出す角度がよかったよ。」
「腕がきれいに振れていたよ。」「体全体を使って投げられたね。」

議題2 中学校の新しい制服デザインの決定について

新しい制服デザイン候補の5パターンを、春日井市のホームページに掲載するとともに、令和4年2月15日から3月18日まで春日井市立全小中学校を巡回させ、児童生徒、保護者及び教員によるアンケート投票を実施したため、その結果に基づき、新しい制服デザインを決定するもの。

【デザインアンケート】最終結果

投票者所属	投票対象者	投票数	投票率	A	B	C	D	E	1位	2位	3位	4位	5位
小4～6年生	8,497	6,597	78%	1,424	1,067	1,723	802	1,581	C	E	A	B	D
中学生	8,450	5,912	70%	1,544	1,294	1,161	830	1,083	A	B	C	E	D
保護者+教職員	26,497	9,674	37%	2,426	1,599	1,297	1,518	2,834	E	A	B	D	C
合計	43,444	22,183	51%	5,394	3,960	4,181	3,150	5,498	E	A	C	B	D



最も投票数の多かった、E案を、市内統一デザインとしたい

【価格と機能の優先度合】最終結果

投票者所属	投票対象者	投票数	投票率	機能	価格	わからない	洗える	伸縮性	衛生的	その他
小4～6年生	8,497	6,350	75%	3,658	1,450	1,242	1,645	1,541	990	141
中学生	8,450	5,412	64%	2,762	1,583	1,067	1,193	1,341	592	70
保護者+教職員	26,497	9,226	35%	6,240	2,338	648	5,040	1,259	459	82
合計	43,444	20,988	48%	12,660	5,371	2,957	7,878	4,141	2,041	293

機能と価格で優先すべきもの



優先すべき機能



家で洗える機能を標準装備とする仕様書を進める。

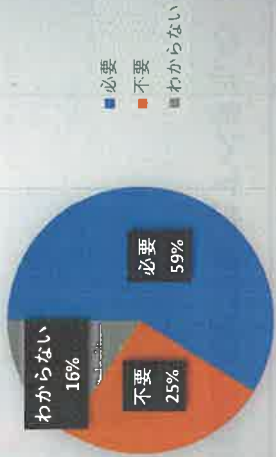
但し、機能付加で価格が5,000円以上UPする場合は、既存の制服と同価格となるため、

商品ラインナップに洗える機能の付いた制服を入れることを参入条件とする等の方法を考える。

【各学校の独自性】最終結果

投票者所属	投票対象者	投票数	投票率	必要	不要	わからない	ネクタイ等	ボタン	ワッペン	その他
小4～6年生	8,497	6,331	75%	3,496	1,541	1,294	2,076	1,240	824	89
中学生	8,450	5,418	64%	3,043	1,190	1,185	2,305	725	431	56
保護者+教職員	26,497	9,307	35%	5,860	2,648	799	3,671	767	1,549	90
合計	43,444	21,056	48%	12,399	5,379	3,278	8,052	2,732	2,804	235

各校の特色



特色を表すもの



各校の特色を表すものを身に付ける方向で進める。
但し、各中学校で【必要】【不要】の差が大きいこと、制服の使用頻度が異なることから、
何で特色を表すかは、各中学校の判断に委ねたい。

【今後の進め方】

	R4年3月	R4年4月	R4年5月	R5年4月
デザイン最終決定		4/14 定例教育委員会		
報道発表		4/15以降予定		
仕様書作成				
仕様書公開・説明会開催			5/30 予定	
新制服導入				

「新しい制服において優先すべきは「機能」か「価格」か」

アンケート別	分母	投票数	投票率	機能	価格	わからない	洗える	ストレッチ	衛生的	その他
小1～小3保護者	8,141	3,335	41%	2,329	776	230	1,918	409	172	34
小4以上保護者	16,947	5,277	31%	3,539	1,361	377	2,831	749	256	46
教職員	1,409	614	44%	372	201	41	291	101	31	2
小4・5年生	5,658	4,446	79%	2,641	923	882	1,218	1,096	670	102
小6年生	2,839	1,904	67%	1,017	527	360	427	445	320	39
中学生	8,450	5,412	64%	2,762	1,583	1,067	1,193	1,341	592	70
合計	43,444	20,988	48%	12,660	5,371	2,957	7,878	4,141	2,041	293

小・中・大人	分母	投票数	投票率	機能	価格	わからない	洗える	ストレッチ	衛生的	その他
小4～6年生	8,497	6,350	75%	3,658	1,450	1,242	1,645	1,541	990	141
中学生	8,450	5,412	64%	2,762	1,583	1,067	1,193	1,341	592	70
保護者+教職員	26,497	9,226	35%	6,240	2,338	648	5,040	1,259	459	82
合計	43,444	20,988	48%	12,660	5,371	2,957	7,878	4,141	2,041	293

中学校制服アンケート最終報告（3月18日〆切後）

【「機能」か「価格」かどちらが優先か】

「新しい制服に各校での特色が必要か」

【アンケート別集計】	分母	投票数	投票率	必要	不要	わからない	ネクタイ等	ボタン	ワッペン	その他
小1～小3保護者	8,141	3,372	41%	2,049	1,018	305	1,282	292	519	33
小4以上保護者	16,947	5,314	31%	3,445	1,423	446	2,179	417	912	52
教職員	1,409	621	44%	366	207	48	210	58	118	5
小4・5年生	5,658	4,427	78%	2,452	1,041	934	1,449	909	549	62
小6年生	2,839	1,904	67%	1,044	500	360	627	331	275	27
中学生	8,450	5,418	64%	3,043	1,190	1,185	2,305	725	431	56
合計	43,444	21,056	48%	12,399	5,379	3,278	8,052	2,732	2,804	235

【小・中・大で分類】	分母	投票数	投票率	必要	不要	わからない	ネクタイ等	ボタン	ワッペン	その他
小4～6年生	8,497	6,331	75%	3,496	1,541	1,294	2,076	1,240	824	89
中学生	8,450	5,418	64%	3,043	1,190	1,185	2,305	725	431	56
保護者+教職員	26,497	9,307	35%	5,860	2,648	799	3,671	767	1,549	90
合計	43,444	21,056	48%	12,399	5,379	3,278	8,052	2,732	2,804	235

中学校制服アンケート最終報告（3月18日×切後）

【各校での特色は必要か】

報告1 令和4年第2回市議会定例会について

ア、ア、コ、会、議、決、議、案、第、二、回、市、議、会、定、例、会、に、関、し、て、の、議、決、議、案、

【決 議 案】 第二号 市議会定例会に関する事項

第二号 市議会定例会に関する事項

第二号 市議会定例会に関する事項

第二号 市議会定例会に関する事項

第二号 市議会定例会に関する事項

第二号 市議会定例会に関する事項

第二号 市議会定例会に関する事項

第二号 市議会定例会に関する事項

第二号 市議会定例会に関する事項

第二号 市議会定例会に関する事項

第二号 市議会定例会に関する事項

第二号 市議会定例会に関する事項

【決 議 案】 第二号 市議会定例会に関する事項

第二号 市議会定例会に関する事項

第二号 市議会定例会に関する事項

第二号 市議会定例会に関する事項

第二号 市議会定例会に関する事項

令和4年第2回市議会定例会について

令和3年度一般会計補正予算【原案可決】

教育費 2,714,551 千円

1	小学校教材等整備	<u>8,446 千円</u>
	小学校教員用タブレット端末整備	8,446 千円
2	小学校校舎等小工事	<u>361,800 千円</u>
(1)	鳥居松小学校校舎等リニューアル工事	301,800 千円
(2)	不二小学校校舎外壁改修等工事	60,000 千円
3	中学校教材等整備	<u>10,105 千円</u>
	中学校教員用タブレット端末整備	10,105 千円
4	中学校校舎等小工事	<u>80,000 千円</u>
	南城中学校校舎外壁改修等工事	80,000 千円
5	東部調理場新調理棟整備	<u>2,254,200 千円</u>

【繰越明許費の設定】

小学校教員用タブレット端末整備	8,446 千円
不二小学校校舎外壁改修等工事	60,000 千円
中学校教員用タブレット端末整備	10,105 千円
南城中学校校舎外壁改修等工事	80,000 千円

【継続費の追加】		重要問題	新年度予算
鳥居松小学校校舎等リニューアル工事			
総額	1,791,000 千円		
令和 3 年度年割額	301,800 千円		
令和 4 年度年割額	60,400 千円		
令和 5 年度年割額	433,600 千円		
令和 6 年度年割額	995,200 千円		
【継続費の変更】			
東部調理場新調理棟整備			
	変更前		変更後
総額	2,730,600 千円		2,730,600 千円
令和 2 年度年割額	140,000 千円		140,000 千円
令和 3 年度年割額	18,700 千円		2,272,900 千円
令和 4 年度年割額	2,571,900 千円		317,700 千円
令和 4 年度一般会計予算【原案可決】			
教育費	9,688,585 千円		

■ 代表質問 ■

質問事項	質問要旨	答弁要旨
1 AI型の学習教材を活用した教育の推進について	(1) AI型教材の導入に関する詳細と、本市の目指す新しい教育環境のあり方について問う。	(1) 本市では、いち早くICT機器を学校現場に導入し、よりよい授業の改善に取り組んでおり、令和3年度には一人一台端末の本格的な活用が始まり、子どもたちが「何を学ぶか」だけではなく、「どのように学ぶか」という視点からの授業を進めている。 AI型学習教材は、AIが、出題や採点、採点結果に応じた次の出題を自動で判断し、子どもたちは、それぞれの理解度にあわせた課題に取り組むことが可能となり、学習意欲の向上や主体的で自律的な学習態度の育成に効果が期待される。また、教員には、採点などの負担が軽減され、その時間を個別指導に充てることも可能になる。 本市においては、すべての子どもが自ら考え、判断して行動できる力を育むことをめざしている。そのためには、一人ひとりの個性にあわせた教育と、誰一人取り残さないための環境を整えることが重要であり、学校内はもちろん、不登校の子どもたちにも学習の機会の提供を実現できる一人一台端末とAI型学習教材の有効活用は、本市がめざす新しい教育環境のひとつとして考えている。
2 学校を核とした地域との連携による支援体制の構築について	(1) どのように地域コーディネーターを選定、配置し、支援体制を整え、連携を図っていくのかについて問う。	(1) 子どもたちは、様々ななかかわりあいを通じた学びにより、多様な能力や豊かな心が養われ、健やかに成長する。学校や家庭、地域がそれぞれの役割を担い、社会全体で子どもたちを育む必要がある。 地域コーディネーターには、学校と地域との橋渡しとしての役割を担い、学校と地域の信頼関係と連携を促進していきたいと考えている。そのため、地域コーディネーターは、学校と地域両方の実情をよく知る方とし、各小中学校で人材発掘を進めている。 地域コーディネーターには、連携を図る取り掛かりとして、まずは一つ、学校が地域へ支援をお願いしたい活動と、それを担っていただける地域の方をつないでいただく活動をお願いし、活動を継続していく中で、学校と地域との連携による支援体制を拡充していきたいと考えている。

質問事項	質問要旨	答弁要旨
	(2) 地域コーディネーターを配置した連携推進体制はコミュニティスクールに替わるものと考えてよいのか今後の方向性を問う。また、地域コーディネーターは誰が行うのか担い手について問う。	(2) 学校と地域との連携推進体制については、地域コーディネーターの配置を市内全域に拡充することで、これまでの学校と地域の信頼関係と連携を一步進めるものである。 地域コーディネーターは、各小学校が、区長や町内会長、PTA、学校評議員、主任児童委員の経験者や学校支援活動従事者など、各地域の実情に応じた人材発掘を進めている。
3 中学校における新しい制服の導入について	(1) 新しい制服を導入することになった背景と、どのような思いで導入するのかを問う。	(1) 春日井市立中学校では、詰襟・セーラー服を制服としてきた。しかし、気候変化や多様性への対応など、既存の制服では対応が困難な事態も生じており、全国的にも新しい制服の導入が増えつつある。 そこで、本市では、新たな制服の導入に向け、子どもたちや保護者、教員、それぞれの制服に対する意識を調査することで、今後の制服のあり方の参考とするため、中学校制服に関するアンケートを実施した。その結果、制服の見直しやブレザースタイルの制服を導入に賛成する意見が多数であったことから、新しい制服を導入することにした。 制服を着ることは、学校への愛着心と誇りを醸成するとともに、TPOにあった服装を学ぶことであり、制服の持つ教育的な意義を残しつつも、新しい制服が導入されることで、すべての子どもたちが快適な学校生活を送れるようになればと思っている。 子どもたちや保護者の意見を尊重しながら、時代にあった制服の導入を進めていく。
	(2) 子どもたちの人権や自由を尊重する観点から、新旧どちらも選択できることと、制服を着用しない選択も認める考えを問う。	(1) 現在検討している新しい制服は、すべての生徒が快適な学校生活を送れるよう導入を進めている。また、LGBTQへの配慮になるものでもある。 学校は教育の場であり、制服の持つ教育的意義は大きいと考えている。また、制服の選択ができるようになることから、制服を着用しないという選択肢は、今のところ考えていない。

質問事項	質問要旨	答弁要旨
4 登校支援室について	(1) 令和3年度から導入された3校での成果と全校に設置される場合の職員配置について問う。	(1) 導入した3校では、2学期末で53人の生徒が利用し、18人の出席率が上がった。また、未設置校と比較して、不登校者発生率の増加が約半分に緩和された。この結果を受け、令和4年度には全中学校に設置することとし、職員として、担当教員や運営協力者、巡回指導員を配置する。
	(2) 不登校に至る原因や傾向など、当事者や家族、支援にあたる関係者への聞き取りや意見交換による分析が必要である。不登校について、どのように分析し、どのように対応していくのかを問う。また、登校できなくなった児童生徒に対し、1人1台端末を活用し学校とつながりを保つ取組のあり方について問う。	(2) 本市では、不登校対応に関わっている各校の教職員やいじめ・不登校相談室の相談員、心の教室相談員などの多種多様な人材が、当事者や家族などから意見を聞き取っており、その内容から不登校の要因は、個々によって様々であるということがわかった。個別に丁寧に対応するためには、さらに要因分析を進めていくことが重要だと考えている。 また、不登校が長期化するほど学校復帰が困難になり、将来的な自立も困難になる傾向が見えてきたため、登校支援室を設置し、不登校生徒の心の居場所となるような場所をつくることで、不登校の未然防止や長期化防止に努めている。 どうしても登校できない子どもたちには、朝の会でのコミュニケーションによる生活支援やクラウド上での資料・課題の配付、AI型学習教材を活用した学習支援など、学校とのつながりを保つための1人1台端末の活用に取り組んでいく。
5 ICT教育について	(1) ICTを活用し、子どもたちに効果的な教育を実施するためには、教員の能力も高める必要がある。どのように指導するスキルを高めるのか、本市の取組についての考え方を問う。	(1) すべての教員には、ICT機器を活用した授業実践の研修を実施しているほか、ICT先進校の公開授業に参加することで、最先端の授業を学びながら指導スキルの向上に努めている。また、教員同士でも、授業でのICT機器の活用について情報交換を常に行いながら、互いに研鑽を積んでいる。さらに、各校では、教務主任が校内研修の講師として各教員を指導し、スキルアップを図っている。
6 学校施設の整備について	(1) 仮設校舎を整備せず、学校運営を継続しながら大規模改修の取り組みは、鳥居松小学校はその第1号である。計画を	(1) 工事の進め方については、いかに学校運営への影響を少なくし、授業を継続的に行うかを基本に検討してきた。その結果、体育館や校舎北館、校舎南館の建物ごとに工期を区分し、夏休み期間や休日、授業後の時間帯を最

質問事項	質問要旨	答弁要旨
	進める中で見えてきた課題と今後の対応の仕方、そして、他校への反映などについて考えを問う。	大限に活用することとした。 【想定される課題や問題点】 ①工事中的子どもたちの安全対策 ②体育館や理科室などの特別教室が使用できない期間の授業方法 ③指定避難所としての機能維持 など 【対応】 ①工事エリアに児童が侵入できないように仮設パーテーションで仕切り、児童の安全な動線を確保する。 ②体育館や特別教室については、授業への影響を最小限に抑えるため、カリキュラムの変更などを事前に学校と協議しながら工程を調整する。 ③指定避難所への影響については、校舎の一部を避難所施設として利用するなど、事前に関係部署と調整する。 【他校への反映】 工事開始後に発生する様々な課題や問題点は、解決していく中で得られる知見を他校の工事に反映する。
7 不登校対策について	(1) 登校支援室のモデル校の検証結果を踏まえ、様々に配慮された運営を期待するが、全校に展開する際の運営方針について問う。 (2) 小学校について、心の教室相談員を常駐化する考えを問う。 (3) 民間フリースクールとの連携について考えを問う。	(1) 登校支援室を設置している6校での検証結果を踏まえ、令和4年度から全中学校に設置することとした。不登校生徒が、まずは、登校することを目標として、登校支援室を自由に過ごすことのできる心の居場所となるようにすることが、不登校者数の減少に最も効果があったと考えており、引き続き、この方針で運営していく。 (2) 小学校の心の教室相談員の常駐化については、現行はモデル校で試行しているが、その効果が見極めきれないことから、引き続き、モデル校で試行していく。 (3) 民間フリースクールとの連携については、どうしても学校に行けない子どもたちの居場所として、どのような様子で過ごしているかなどの情報共有を始めている。また、今後は、民間フリースクールでの活動を、出席扱いにするかどうかの研究を進めていく。

■ 一般質問 ■

質問事項	質問要旨	答弁要旨
1 教育分野における切れ目のない学習環境の提供について	(1) 1人1台端末導入による児童生徒の学びの変化、教える側の教員の変化について、課題も含めて問う。 また、端末の持ち帰りについて、自由に持ち帰りができるのか、現状について問う。	(1) 学びの変化については、1人1台端末を活用した授業により、児童生徒同士の情報共有が容易になった。また、テストでの無回答が減るなど、前向きに学習に臨む態度が育成されつつあると感じている。 【児童生徒の声】 ・授業中に友達との共同作業が増えたり、発表する機会が増えたりして、楽しくなった。 【教員の声】 ・質問が多い事項は動画にまとめることで質問が減り、時間が効率的に使えるようになった。 ・その時間を使って、個別指導が充実できた。 【端末の持ち帰り】 1人1台端末の持ち帰りは、教員の指示により実施しているが、ほぼ毎日持ち帰っている学校から、月に1回程度の学校まで様々あり、この差が、現状の課題である。
	(2) 1人1台端末を鉛筆やノートのような「文具」として活用するために、持ち帰りの頻度を増やす考えがないかについて問う。また、オンライン授業・学習の定期化を図る考えがないかについて問う。	(2) 1人1台端末を文具として活用するためには、学校でも家庭でも、日常的に扱うことが必要である。教員が1人1台端末の便利さを実感し、授業での活用がより進めば、学校生活や家庭学習での活用にも波及し、端末の持ち帰りの頻度が増えていくと考えている。 現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う臨時休業などの非常時には、すべての学校において、1人1台端末を利用した同時双方向の学習指導、授業動画の配信などのオンライン授業を実施している。一方、学校という場で、他者と関わり合いながら学ぶことは、子どもたちが健やかに育つために大変重要であり、極力、維持するべきであると考えている。こうしたことから、オンライン授業・学習の定期化を図る考えはない。 全ての児童生徒が、1人1台端末を文具として日常的に活用できるよう、引き続き、学校・家庭での活用促進に努めていく。

質問事項	質問要旨	答弁要旨
2 学校へ行けない子どもたちへの支援について	(1) 学校へ行けない子どもたちの居場所として、適応指導教室は必要であるが、既存の適応指導教室では、通学の問題で東部地域の子どもたちが通えないため、東部地域に適応指導教室を設置する考えについて問う。	(1) 現在の教育支援センター（適応指導教室）は、規則正しい生活や学習の実施など、学校生活と同じような活動をしている。登校支援室は、利用生徒の心の居場所となる運営をしているが、教育支援センターと同様の支援も可能であり、多くの学校へ行けない子どもたちのニーズに対応できると考えている。 現在のところ、東部地域に新たな教育支援センターを設置する考えはない。
	(2) 学校にいけない子どもたちは、その事情が一人一人違う。選択肢を増やす観点から、教育支援センターの増設が必要と考えるが、増設する考えがないのであれば、他に手立てを考えているのかについて問う。	(2) 登校支援室が教育センターと同様の支援が可能であることから、多くの学校へ行けない子どもたちのニーズに対応できると考えているが、それでも学校に行けない子どもたちがいることも現実である。そうした子どもたちには、オンラインの支援や、民間支援機関との連携を考えている。教育支援センターに、この支援や連携の拠点としての機能を持たせることを研究している。
	(3) オンラインでの支援は、双方向型の支援が必要であると考えがどのように考えているのか。また、民間支援機関との連携とは、具体的にどのようなことを考えているのかについて問う。	(3) オンラインでの支援については、始業前・終業後等の時間に、子どもたちと繋がりを持つミーティング等を学校が担い、同時双方向型の学習支援を教育支援センターが担う方法を研究している。 また、教育支援センターで研究する民間支援機関との連携については、子どもたちが何を学んでいるのか、どのような様子で過ごしているかなどの情報共有をしていく。
	(4) 学校に行けない子どもたちやその保護者が、居場所を探したり、相談先を探したりするのに苦労している。ホームページなどに、分かりやすくまとめて表示することについて問う。	(4) 現在、学校に行けない子どもたちの相談先や、居場所の案内については、市ホームページに掲載している。所管する課がそれぞれのページで掲載していることから、これらの情報が探しにくい状況にあり、関係各課と連携し、ホームページにわかりやすく掲載できるよう、早急に改善していく。

質問事項	質問要旨	答弁要旨
3 進学の支援の取り組みについて	(1) 現状、大学への進学は高額な費用がかかることから、経済的な理由で大学への進学が困難な学生などに対し、地方自治体が支援することは意味があると考えている。市独自の奨学金制度創設についての考えを問う。	(1) 国では平成29年に給付型奨学金を創設し、また、令和2年度からは新しい修学支援制度が始まり、給付型奨学金の対象拡大、あわせて、進学先の授業料や入学金の免除または減免の措置が受けられるようになった。 このように、従来からある独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度や日本政策金融公庫の国の教育ローンが充実してきており、利用者に配慮された制度として拡充されていることから、現在のところ市独自の奨学金制度を創設する考えはない。
4 中学校の頭髪規定について	(1) 現在、中学校の頭髪に関する校則・規定には、男女別でどのようなものがあるのかについて問う。	(1) 現在、中学校の頭髪に関する校則は、男女共通のものとして、「脱色・染色、パーマ・カール等の特殊な髪形の禁止」等がある。 男子生徒の頭髪に関する校則は、髪の長さに関するもののほか、「ツーブロックやモヒカンの禁止」等がある。女子生徒の頭髪に関する校則は、髪の長さに関するもののほか、「長髪時の束ね方」、「装飾的なヘアゴム・ヘアピンの禁止」等がある。
	(2) 中学校新制服導入に伴い、校則の見直しが進んでいると聞いているが、頭髪に関する校則も見直すのかについて問う。	(2) 校則は、生徒が落ち着いた学校生活を送るための約束事として、各中学校の状況に応じて定めてきた。 これからは、生徒が自主的に考え、判断する力の育成が求められており、従来の校則はこの考え方に合わなくなってきたため、市内各中学校では、校則見直しの検討を始めている。 頭髪についての校則の見直しは、現在、12の中学校で検討を始めており、その他の4校でも状況に応じて検討することとしている。

質問事項	質問要旨	答弁要旨
5 教科書について	(1) 瀬戸市と小牧市では、県からの委嘱により、市立図書館が教科書センターとして教科書展示会を開催している。教科書展示会は、教科書センターでしか実施できないものなのかについて問う。	(1) 教科書展示会は、教科書センター以外でも実施可能である。
	(2) 本市でも、市立図書館で教科書展示会をする考えがないかについて問う。	(2) 教科書展示会は、教科書の発行に関する臨時措置法第5条に基づき、都道府県教育委員会が開催しなければならないとなっており、愛知県教育委員会が、地理的な条件等を考慮したうえで、各市町村の教育委員会、若しくは市立図書館に委嘱しているものと認識している。 本市においては、毎年度、教科書展示会が開催される時期・場所について、ホームページに掲載し周知に努めているため、春日井市図書館において、教科書展示をする考えはない。

